

(目的)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年条例第13号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき住居手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用除外職員)

第2条 条例第11条第1項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 組合から貸与された職員宿舎に居住している職員
- (2) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母または配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているものおよび条例第9条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)以外のものが所有し、または借り受け、居住している住宅および職員の扶養親族たる者が所有する住宅またはその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅ならびに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部または一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(平21規則6・令7規則7・一部改正)

(届出)

第3条 新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、様式第1号の住居届により、その居住の実情を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後すみやかに提出することをもつて、足りるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、居住の実情を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(平21規則6・旧第6条繰上・一部改正、令7規則7・一部改正)

(確認および決定)

第4条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認しその者が条例第11条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の同額を決定し、または改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

- 2 任命権者は、前項の規定により住居手当の同額を決定し、または改定したときは、その決定または改定に係る事項を様式第2号の住居手当認定簿に記載するものとする。

(平21規則6・旧第7条繰上、令7規則7・一部改正)

(家賃の算定の基準)

第5条 第3条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、管理者の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(平21規則6・旧第8条繰上・一部改正)

(支給の始期および終期)

第6条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたとき、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(平21規則6・旧第9条繰上・一部改正)

(事後の確認)

第7条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第11条第1項の職員たる要件を具備しているかどうかおよび住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(平21規則6・旧第10条繰上)

(雑則)

第8条 この規則に定めるものを除くほか、住居手当の支給について必要な事項は、別に定める。

(平21規則6・旧第11条繰上)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和50年鯖江・丹生消防組合条例第3号。以下「改正条例」という。)附則第5項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる事由とし、同項の規則で定める日は、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日(その事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の前日)とする。

- 改正条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の第11条第1項第1号に規定する職員たる要件を欠くに至った場合
- 改正条例施行の際居住していた住居を変更した場合(前号に該当する場合を除く。)
- 改正条例施行の際居住していた住居の家賃の額が変更された場合において、改正条例附則第5項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる住居手当の額が同項の規定により受けるべき住居手当の額に達することとなったとき。

附 則(昭和50年規則第1号)抄

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

2 改正前の鯖江・丹生消防組合職員扶養手当支給規則、鯖江・丹生消防組合職員の通勤手当支給に関する規則および鯖江・丹生消防組合職員の住居手当の支給に関する規則の規定に基づいて昭和50年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成17年規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第6号)

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第7号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号

(平21規則6・全改、令7規則7・一部改正)

様式第1号

住 居 届

(年 月 日提出)

| | | | | |
|--|------------------|---------|---|--|
| 鯖江・丹生消防組合 | 勤 務 公 署 名 | | | 主な届出の理由 ○新 規 ○転 居 ○契約関係の変更(契約の 更新を含む。) ○家賃の額の改定 上記事実の発生日 年 月 日 |
| 管理者 殿 | 職 | 氏 名 | ○支給要件の喪失 ○その他 () | |
| 鯖江・丹生消防組合職員の住居手当の支給に関する規則第3条の規定により居住の実情を届け出ます。 (契約書等証明書類 通添付) | | | | |
| 契 約 年 月 日 | 年 月 日 | 契 約 期 間 | 年 月 日 | か ら 年 月 日 まで |
| 住 宅 の 所 在 地 | 住 宅 へ の 入 居 日 | | 年 月 日 | |
| 住 宅 の 種 類 | ○借家 ○借間 ○まかない付下宿 | | 住 宅 の 契 約 面 積 | ㎡ |
| 住 宅 の 所 有 者 | 続 柄 () | | 住 所 | |
| 住 宅 の 賃 主 | 続 柄 () | | 住 所 | |
| 住 宅 の 名 義 上 の 借 主 | ○本人 ○扶養親族 (氏名) | | 共同名義が ○いない ○いる { 氏名 続柄 () () () | |

| | | | |
|---|------------------|-----------|--|
| 家賃等 | 月額 (年 月 日から) | 円 | 左記家賃等には ○電気・ガスまたは水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代)。 ○食費等が含まれている(まかない付下宿代)。 |
| 上記のとおり確認する。 | | | |
| | | 取扱者 認印 | 課長 参事・課長補佐 課員 |
| 記入上の注意 1 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由のいずれかについてレ印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費もしくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料または借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガスもしくは水道の料金が含まれている場合(例：光熱費込みの下宿代)または居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例：まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費・食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代またはまかない付下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにはレ印を付するものとする。 | | | |

様式第2号

(平21規則6・全改)

様式第2号

住居手当認定簿

| 所属 | | 職名 | 氏名 | | 決定等 | | 支給の始期等 | 住居手当の額 | 備考 |
|---------------------------|----|-------|-------|-------------------|-----|----------------------|--------|--------|----|
| 届出の事由 発生年月日 (改定年月日) | 内容 | 届出年月日 | 受理年月日 | 家賃等 (貸間 借間) | 円 | 年月日 { から } { まで } | 円 | | |
| 年月日 { から } { まで } | | 年月日 | 年月日 | 円 | | 年月日 { から } { まで } | 円 | | |
| 年月日 { から } { まで } | | 年月日 | 年月日 | 円 | | 年月日 { から } { まで } | 円 | | |
| 年月日 { から } { まで } | | 年月日 | 年月日 | 円 | | 年月日 { から } { まで } | 円 | | |
| 年月日 { から } { まで } | | 年月日 | 年月日 | 円 | | 年月日 { から } { まで } | 円 | | |
| 年月日 { から } { まで } | | 年月日 | 年月日 | 円 | | 年月日 { から } { まで } | 円 | | |